

## 令和5年度 地域振興セミナー開催事業助成金の概要及び留意事項

### 1 趣 旨（要領第1）

市町等が、地域が主体となって地域課題の解決を図るための事業を実施するにあたり、当該経費の一部を助成する。

### 2 助成対象事業（要領第2の(1)）

地域が主体となって地域課題の解決を図ることを目的としたセミナー、シンポジウム、講習会、活動発表会その他地域づくりのための活動

※オンラインで実施する場合は、同時双方向型のライブ形式のものに限り、オンデマンド形式のものは助成対象としない。

### 3 助成対象団体（要領第2の(2)）

- (1) 市町
- (2) 2以上の市町により構成する団体
- (3) 市町及び地域づくり団体により構成する団体

### 4 助成対象経費及び助成金額（要領第2の(3)及び(4)）

#### (1) 助成金額等

1事業あたり30万円を限度に2/3（1,000円未満切り捨て）

#### (2) 助成対象経費

事業の実施に要する報償費、旅費、需用費等

※ただし事前の打ち合わせに係る経費及び講師への手土産代は対象外とする。

### 5 助成金交付の申請（要領第3）

所定の様式により、次の期日までに助成金交付申請を行う。

- (1) 4月1日から9月30日までに事業を開始するもの 5月31日まで
- (2) 10月1日以降に事業を開始するもの 8月31日まで

### 6 変更の承認申請（要領第6）

助成金の交付決定後、要領第5の(1)のいずれかに該当するときは、所定の様式により変更の承認申請を行うこと。なお、交付決定額が助成金交付にあたっての上限額となるため、要領第5の(1)のいずれにも該当しない場合であっても、助成金額の増額を希望する場合はその金額の多寡に関わらず、変更の承認申請を行うこと。

7 事業実績報告（要領第7）

所定の様式により、事業完了後 30 日以内に実績報告を行う。

8 助成金の請求及び支払（要領第8）

(1) 所定の様式により、助成金交付確定通知受領後 10 日以内に助成金請求を行う。

(2) 協会は、助成金請求に従い、速やかに助成金の支払いを行う。